

[事案 2019-292] 入院給付金支払請求

・令和2年8月28日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人から誤説明を受けたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右変形性膝関節症により平成30年7月から同年11月まで入院（入院①）し、左一側性原発性膝関節症により平成31年1月から令和元年5月まで入院（入院②）したため、平成13年12月に契約した終身保険の総合医療特約にもとづき入院給付金を請求したところ、入院①と②は約款上1回の入院とみなされるとして、入院②のうち入院①との通算支払限度を超えた入院給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。認められない場合は、平成23年12月に本契約を更新した以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)入院の間隔を180日空けなければ、1つの入院と判断されることの説明は受けていない。
- (2)平成20年10月の特約変更時に、自分が加入している他社保険と同じように支払われるのか質問した際、「必ず出ます。」と回答された。
- (3)入院②の際、募集人に相談したところ、「また請求してください。」と言われるのみであったが、他社は、制限日数を超えるので出ないと説明された会社もあった。入院②に緊急性はないことから、後日入院することも可能であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①と②は、間隔が180日以内であることから、1つの入院と判断し、入院合計日数124日を越えた部分については、約款上の上限を超える入院となるため、給付金の支払義務がない。
- (2)募集人は誤説明をしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約更新時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。